

## 宮崎公立大学情報システム管理規程

平成22年6月1日

規程第105号

### (目的)

第1条 この規程は、情報システム運用基本方針第3条に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「大学」という。）情報システムの総合的な管理について必要な事項を定めることにより、情報資産の安全性及び信頼性を確保し、もって大学の教育研究の充実及び事務の効率化に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 情報及び情報を管理する仕組み(情報システム及びその運用等を含む)。
- (2) 情報システム 大学で運用する情報ネットワーク機器、サーバ類、パソコン、ソフトウェア、記録媒体等の総称
- (3) サーバ類 クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供する、共用で使用するコンピュータ

### (組織)

第3条 大学情報システムの総合的な管理については、全学情報システム運用委員会がこの任にあたる。

### (管理責任者)

第4条 大学情報システムの管理責任者は、全学総括責任者とする。

### (情報セキュリティ対策)

第5条 全学総括責任者は、不正アクセス等により情報資産に被害が及ぶと判断したとき、又はその安全性及び信頼性に影響が及ぶと判断したときは、緊急に情報システムの運用を停止又は制限することができる。

- 2 全学総括責任者は前項の原因の追究及び再発防止策をとらなければならない。
- 3 全学総括責任者は大学情報システムの適正な管理及び運用のため、必要に応じ以下の対策を講じるものとする。
  - (1) ファイアウォール及び侵入検知システムその他必要と思われるセキュリティ機器の導入及び適正管理
  - (2) サーバ類及び利用者パソコンへのウイルス対策
  - (3) トラフィック監視
  - (4) ログの監視、保存
  - (5) サーバ類のデータバックアップ
  - (6) サーバ類へのアクセス制限及びパスワードの管理等
  - (7) 新システム構築時のセキュリティ対策

(8) ネットワーク管理室の入室制限

(9) 定期保守

(10) 利用者への情報提供

(11) その他必要な対策

4 全学総括責任者は前3項各号に掲げるものの他、大学情報セキュリティ対策として必要な事項について別に定めることができる。

(教育研修)

第6条 全学実施責任者は大学情報システムの円滑な運用、管理及び利用に資するため、教職員及び学生に対する教育・研修を実施しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については全学情報システム運用委員会で協議し定めることとする。

#### 附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。